

令和5年度 第2回 函館市国民健康保険運営協議会 会議資料

【議題】 令和6年度国民健康保険事業の運営について

【審議事項】

- 1 国民健康保険料の賦課割合の改定について
- 2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【協議事項】

第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画について

- 資料1 「函館市国民健康保険第3期データヘルス計画（素案）・
第4期特定健康診査等実施計画（素案）」の主な修正箇所
- 資料2 函館市国民健康保険 第3期データヘルス計画（素案）・
第4期特定健康診査等実施計画（素案）

令和6年度国民健康保険事業の運営について

令和6年度国民健康保険事業の予算編成にあたっては、保険料の賦課割合の改定および賦課限度額の引上げ等を予定しており、次の1から4の内容を踏まえて行うこととする。

1 令和6年度の事業費納付金

北海道全体で必要となる保険給付費の総額から公費や他の保険者からの交付金などを控除した額が、北海道全体の保険料等で集めるべき事業費納付金の総額となるが、令和6年度の事業費納付金の総額は、国から示された確定係数をもとに北海道が算定したところ、前年度と比べて減少した。

このため、北海道から本市に示された令和6年度の事業費納付金は、前年度と比べて、1. 18%の減となったが、被保険者数の減少もあり、一人当たりの納付金については、4. 14%程度増加する見込みである。

2 賦課割合について

(審議事項)

被保険者が負担する保険料は、賦課割合や収納率、医療費水準や保健事業に要する費用などの違いにより、居住する市町村によって異なる状況にあることから、北海道では、被保険者間の負担の公平化を進めるため、令和12年度を目途に、道内のどこに住んでいても同じ保険料負担になる「保険料率の統一」を目指している。

これに向けて、本市においても、北海道が示す標準保険料率に近づけていく必要があり、賦課割合を所得割から均等割・平等割に段階的に移行させることとしている。

3 賦課限度額について

(審議事項)

本市の賦課限度額については、平成26年度から国と同額としているところであるが、令和6年度税制改正大綱において、国は国民健康保険料の賦課限度額の後期高齢者支援金等賦課分を2万円引上げることを盛り込んでおり、今後、国民健康保険法施行令を改正する見込みである。

4 その他（法定軽減基準の見直し）

低所得者に対する国民健康保険料の法定軽減（所得に応じて、均等割と平等割の7割・5割・2割を軽減）のうち、5割および2割の軽減対象者について、国は令和6年度税制改正大綱において、軽減判定所得基準の見直しを盛り込んでいるところである。

国民健康保険法施行令が改正された場合、本市においても、令和6年度分保険料から、改正後の基準を適用することとなる。

区分	改定前（令和5年度）	改定後（令和6年度）
	世帯合計所得	世帯合計所得
7割軽減	43万円以下	43万円以下
5割軽減	43万円＋ (29万円×国保加入者数) 以下	43万円＋ (29.5万円×国保加入者数) 以下
2割軽減	43万円＋ (53.5万円×国保加入者数) 以下	43万円＋ (54.5万円×国保加入者数) 以下

1 国民健康保険料の賦課割合の改定について

審議内容

賦課割合について、所得割を100分の46に、均等割を100分の34にそれぞれ改定する。

(1) 賦課割合の改定

令和6年度の賦課割合については、次のとおり改定する。

(単位：%)

区 分	令和4年度 賦課割合	令和5年度 賦課割合	令和6年度 賦課割合(案)	標準保険料率の 賦課割合※
所得割	48	<u>47</u> →	<u>46</u>	41
均等割	32	<u>33</u> →	<u>34</u>	35
平等割	20	20	20	24

※ 標準保険料率は令和6年度納付金(仮係数)ベースによるものであり、今後、変更される可能性がある。

(2) 改定後の賦課割合の適用

令和6年度保険料の賦課から適用

2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

審議内容

賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定する。

(1) 賦課限度額の改定

令和6年度の賦課限度額については、次のとおり改定する。

年 度	賦課限度額※1 (基礎分・後期分・介護分の合計)		賦課限度額に該当する世帯の割合 (推計値※3)	
	国(政令)	本 市	見直し前	見直し後
令和4年度 (改定)	102万円	102万円	1.68%	1.58%
令和5年度 (改定)	104万円	104万円	1.56%	1.51%
令和6年度 (改定案)	106万円※2	106万円※2	1.42%	1.35%

※1 令和6年度の賦課限度額は現時点の案（本市は国の案と同額を記載）

※2 後期高齢者支援金等賦課分を2万円引上げ（本市も政令と同額に改定）

※3 各年度における国の賦課限度額検討時のもの

※4 令和6年度の後期高齢者支援金等賦課分の超過世帯の割合が2%を越え、前年度と比較して大幅に増加しており、基礎賦課分、介護納付金賦課分とのばらつきが拡大しているため、前年度と同じ割合の世帯が賦課限度額到達世帯に該当するよう後期高齢者支援金等賦課分限度額を引上げる。

(参考) 賦課限度額該当世帯の割合※4

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計値)	
		見直し前	見直し後
基礎賦課分	1.41%	1.44%	1.44%
後期高齢者支援金等 賦課分	1.97%	2.25%	2.13%
介護納付金賦課分	0.92%	0.96%	0.96%
合 計	1.33%	1.42%	1.35%

(2) 改定後の賦課限度額の適用

令和6年度保険料の賦課から適用

第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画について

協議内容

令和5年度末で計画期間が終了する第2期データヘルス計画および第3期特定健康診査等実施計画について、次期計画を策定することから、その素案の修正案について協議する。

(1) 第3期データヘルス計画（素案）および第4期特定健康診査等実施計画（素案）の修正内容

令和5年11月16日に開催した第1回函館市国民健康保険運営協議会での協議内容を踏まえ、本市で内容を検討し、修正点を素案に反映したほか、併せて最新データへの置き換えや文言の整理等を行った。

(2) 策定スケジュール

令和5年11月16日	函館市国民健康保険運営協議会計画素案協議
令和6年1月18日	函館市国民健康保険運営協議会計画素案修正案協議
2月上旬（予定）	パブリックコメント（意見公募）の実施
3月下旬（予定）	計画策定・公表